

2025年（令和7年）1月24日

建設業者の皆様へ

災害復旧工事に配置される主任技術者及び 現場代理人の兼務制限について（お知らせ）

災害発生時における入札の不調・不落を防止し、円滑な工事執行を図るための兼務制限緩和について、建設業法施行令の一部改正に伴い、2025年（令和7年）2月1日から次のとおり金額基準を変更します。

また、専任配置を要する主任技術者及び現場代理人の兼務制限緩和については、廃止します。

1 内容

（１）主任技術者

設計金額	改正前		改正後	
	通常工事	災害復旧工事	通常工事	災害復旧工事
4,500万円（※1）以上	原則 1 件	密接な関係があり、全ての工事箇所の間隔が25km程度の公共工事に限り5件以内	原則 1 件	兼務制限緩和の廃止
500万円（※2）以上 4,500万円（※1）未満	3 件以内	兼務制限なし	3 件以内	兼務制限なし
500万円（※2）未満	兼務制限なし		兼務制限なし	

※1 建築一式工事については9,000万円

※2 建築一式工事については1,500万円

（２）現場代理人

設計金額	改正前		改正後	
	通常工事	災害復旧工事	通常工事	災害復旧工事
4,500万円（※1）以上	原則 1 件	密接な関係があり、全ての工事箇所の間隔が25km程度の公共工事に限り5件以内	原則 1 件	兼務制限緩和の廃止
500万円以上 4,500万円（※1）未満	3 件以内	兼務制限なし	3 件以内	兼務制限なし
500万円未満	兼務制限なし		兼務制限なし	

※1 建築一式工事については9,000万円

2 適用

2025年（令和7年）2月1日以降に開札を行う工事から適用します。

なお、2022年（令和4年）12月16日通知の「災害復旧工事に配置される主任技術者及び現場代理人の兼務制限の緩和について（お知らせ）」は廃止します。

【問い合わせ先】

〒720-8501

福山市東桜町 3 番 5 号

福山市建設局建設管理部建設政策課
(契約担当)

TEL 084 (928) 1076

FAX 084 (926) 9167

メールアドレス keiyaku@city.fukuyama.hiroshima.jp

〒720-8526

福山市古野上町 1 5 番 25 号

福山市上下水道局経営管理部管財契約課

TEL 084 (928) 1503

FAX 084 (928) 1631

メールアドレス kanzai-keiyaku@city.fukuyama.hiroshima.jp